

# 栃木県子ども読書活動推進計画 (第二期)

～とちぎの未来を拓く人づくりのために～

平成21年3月

栃木県教育委員会

## 目 次

### 第1部 基本的な考え方

第1章 計画の趣旨 .....	1
第2章 「栃木県子どもの読書活動推進計画」(一期計画)の成果と課題 .....	2
第3章 子どもの読書活動推進の基本方針 .....	5

### 第2部 栃木県における子どもの読書活動推進のための方策

第1章 家庭における子どもの読書活動の推進 .....	7
-----------------------------	---

#### 第2章 地域における子どもの読書活動の推進

1 図書館、児童館、公民館等における読書活動の推進 .....	9
2 読書ボランティア等民間団体等の活動に対する支援 .....	11
3 公立図書館の整備・充実 .....	13

#### 第3章 学校等における子どもの読書活動の推進

1 児童生徒の読書習慣の確立 .....	15
2 教科及び教科外における読書活動の充実 .....	16
3 教職員の意識の高揚 .....	17
4 障害のある子どもの読書活動の支援 .....	19
5 幼稚園・保育所における読書活動の推進 .....	20
6 学校図書館等の整備・充実 .....	21

#### 第4章 子どもの読書活動推進体制の整備

1 本県における推進体制の整備 .....	24
2 図書館間等の連携・協力の推進 .....	25
3 読書ボランティア等民間団体等間の連携・協力の促進 .....	26

#### 第5章 啓発・普及・広報活動の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・普及・広報活動 .....	27
2 各種情報の収集・提供 .....	27
3 優れた取組の奨励・優良図書を紹介 .....	29
4 総合的な啓発活動の推進 .....	30

# 第1部 基本的な考え方

## 第1章 計画の趣旨

### 1 子どもの読書活動の重要性

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）にとって、読書とはどのような意義があるのでしょうか。

- ・私たちは、何かを考え、伝えるとき、言葉を使います。様々な本に出会うことで、普段使わない言葉、聞いたことがない言葉に出会います。読書を通じて多くの言葉を知るとは、自分の思いをより確かに、正しく伝えることにつながります。
- ・本に込められた多くの人々の体験や考えに触れることができます。一人の人生では体験できない出来事や、会うことができない人の考えを知る機会を得ることができます。
- ・読書は、単に新しい知識を自分の中に取り込むだけでなく、内容に感動し、感情を揺さぶられることにより、豊かな感性や情緒を育むことができます。

読書を通じて得た言葉や考えは、創造力の源であり、自ら考え、行動する際の原動力にもなります。さらに、本から得た感動やおすすめの本を伝え合うことで、個人的な行為である読書は、人とのふれあいを作り出すことにつながります。

また、新しい学習指導要領では、引き続き「生きる力」を育むことを理念として位置づけ、その実現のために、言語能力の育成及び音読などの言語活動、それらに直接結びつく読書活動の充実を重視しております。さらに、脳科学の知見からも、子どもの脳の発達段階に応じて、読書により言葉の数を増やしたり、多くの読書体験により情緒力・想像力・論理的思考力・語彙力等の発達を促すべきであると言われていています。

このようなことから、子どもにとって読書とは、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、無くてはならない大切な活動であると言えます。

### 2 子どもの読書活動に対する国・県の推進状況

本県では、平成16年2月に「栃木県子どもの読書活動推進計画」（一期計画）を策定して以来、県内のすべての子どもが、あらゆる機会や場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むための環境の整備を目指し、様々な関係事業を行ってきました。また、県内市町においても、平成20年3月現在で31市町中11市町が「市町村子どもの読書活動推進計画」を策定し、それぞれの特色・強みを生かした取組を進めています。

国においては、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定以降、平成17年には「文字・活字文化振興法」を成立、平成20年3月には、新しい「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定しました。平成20年6月には社会教育法等の一部を改正する法律を成立し、「文字・活字文化振興法」成立から5年後の2010年を「国民読書年」とする決議案を衆参両院で可決しました。

また、平成18年に教育基本法が改正され、翌平成19年6月には、「学校教育法」が改正されました。この法律では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、第21条第5号に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と掲げられています。

### 3 計画の目標 ～とちぎの未来を拓く人づくりのために～

この計画は、新たに掲げた「とちぎの未来を拓く人づくりのために」をスローガンにして、本県における読書活動の推進状況や国の動向を踏まえ、一期計画に引き続き、県内のすべての子どもが、あらゆる機会や場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むための環境の整備を目指し、総合的・体系的に施策の方向性や取組を示したものです。

そして、子どもの読書活動に関する市町や関係機関の積極的な取組や、県民をはじめ関係団体等の主体的な活動を促進していくことに努めるものです。

#### 4 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5か年間とします。

## 第2章 「栃木県子どもの読書活動推進計画」(一期計画)の成果と課題

県では「栃木県子どもの読書活動推進計画」に基づいて実施している施策・事業の推進状況を把握するため、毎年、県内市町や学校に対して調査を行ってきました。今までの調査結果から、一期計画の成果と課題を検証します。

### 1 一期計画における成果

#### (1) \*ブックスタート等活動の取組市町の割合

	基 準				
	平成15年8月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
市町村数	36.7%	61.2%	81.8%	97.0%	96.8%

- ・基準年の数値と比べ、取組市町の割合は増加しています。
- ・市町村合併により、県内の市町数は49から31に減少しており、県内ほぼ全ての市町でブックスタートが実施されています。

この調査結果から、子どもが、一度は本に出会える環境が県内ほぼ全域で整いつつあると言えます。ブックスタートへの取組の継続を市町へ働きかけるとともに、子どもと本の出会いが生きていく上で実りあるものとなるよう、保護者の理解を一層促進することが必要です。

#### (2) 市町の子どもの読書推進にかかわるボランティア数

	基 準				
	平成15年6月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
ボランティア数	1,451	1,519	2,250	2,188	1,837

- ・基準年の数値から2,250人と約800人増加した後、減少しました。
- ・しかしながら、最新の数値は基準年を上回っています。

地域で活動をしている読書ボランティアは、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな役割を果たしています。今後は、読書ボランティア団体等のネットワークを活用するなどして、ボランティアの増員・確保のために、新たな人材養成と継続して活動するための支援が必要です。

#### (3) 公立図書館・公民館図書室の児童図書の年間貸出冊数(14歳以下の子ども1人当たり)

	基 準				
	平成15年6月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
年間貸出冊数	10.2	11.7	11.8	12.0	12.5

- ・基準年から、数値は増加し続けています。

引き続き、公立図書館・公民館図書室との協力体制の充実、職員の資質向上のための研修機会等の提供など、子どもがより楽しく読書活動ができる環境整備を行う必要があります。

(4) 1か月間の平均読書量（まんがや雑誌を除く）：平均読書冊数

	基 準				
	平成15年6月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
小学5年生	4.66	4.31	4.32	4.85	4.87
中学2年生	2.05	1.89	2.12	2.26	2.38
高校2年生	1.25	1.44	1.67	1.28	1.42

(5) 1か月間の平均読書量：「ほとんど読まない」と回答した児童・生徒の割合

	基 準				
	平成15年6月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
小学5年生	7.6%	9.2%	10.8%	6.7%	7.9%
中学2年生	27.0%	26.5%	22.6%	17.3%	16.9%
高校2年生	52.8%	42.0%	38.8%	48.2%	39.0%

- ・調査対象としている小学5年生、中学2年生、高校2年生全ての学年で、基準の数値から1か月間の平均読書冊数が増加しました。
- ・「ほとんど読まない」と回答した児童・生徒の割合は、小学5年生ではほぼ変化がありませんでしたが、中学2年生では10.1%、高校2年生では13.8%減少しました。

本県では全国平均（小学校：94.4% 中学校：84.1% 高等学校：36.9%）を上回る多くの学校で全校一斉の読書の時間を設け、「朝の読書」などに取り組んでいます。これらの取組により読書習慣をつけた子どもが、学校以外の場でも自発的に読書に取り組める環境を整備するため、家庭や地域での一層の取組が必要です。

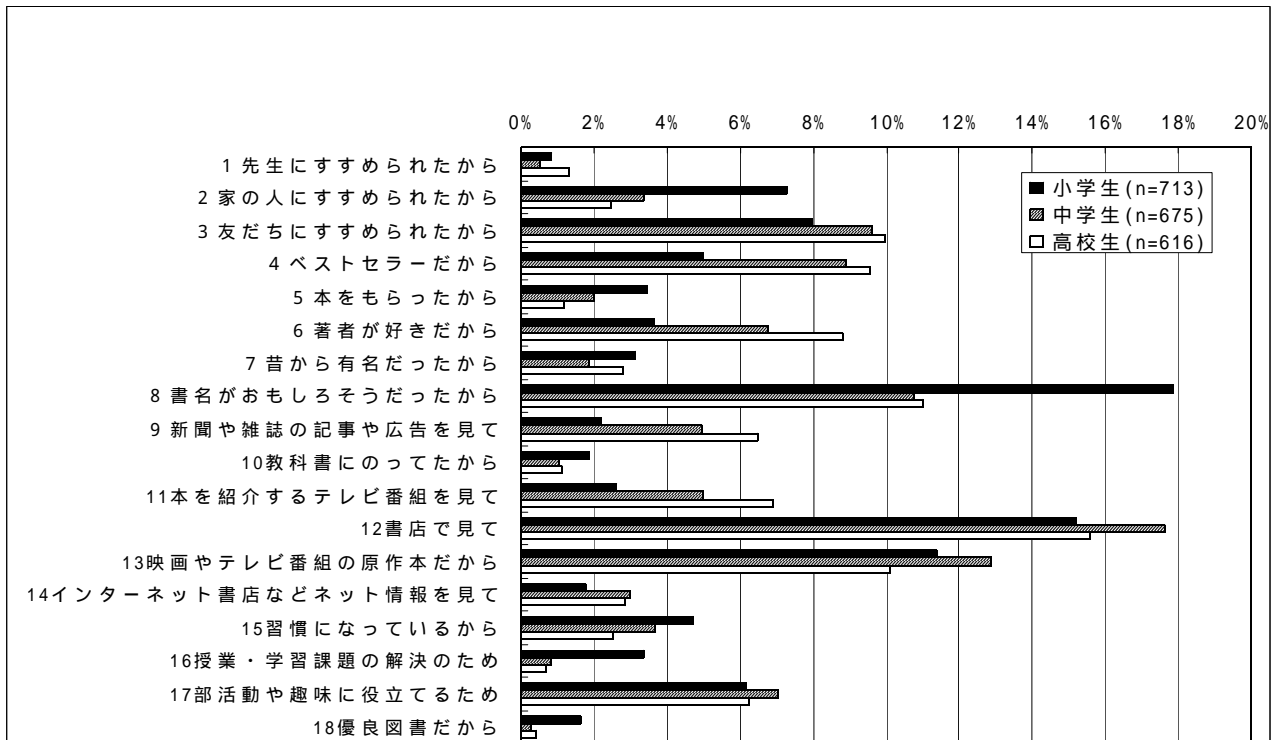
(6) \*学校図書館図書標準を達成している学校数の割合

	基 準				
	平成15年6月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
小学校	50.2%	52.3%	55.2%	57.9%	58.6%
中学校	49.7%	50.3%	49.1%	52.1%	52.7%

- ・小・中学校ともに割合は増加しています。
- ・しかしながら、小学校と中学校で増加の度合いに差があります。

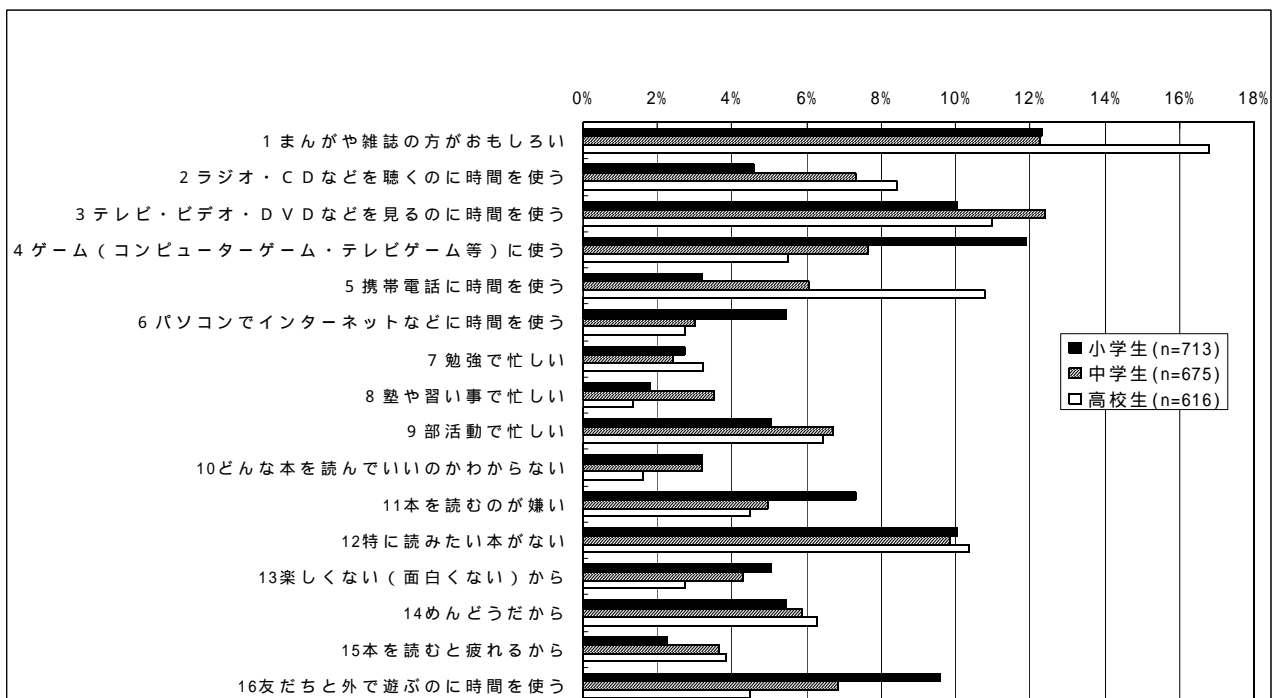
学校図書館は子どもにとって、最も身近な読書活動の場です。読書習慣を身につけた子どもに対しては、その読書活動を支えるために、また、読書に興味を持たない子どもに対しては、本の魅力を伝え興味関心を喚起するために、学校図書館の整備やそれに携わる学校図書館司書（学校図書館担当事務職員）や司書教諭の適切な配置と資質の向上が必要です。

(7) 子どもが本を読む(選ぶ)きっかけの割合



(「子どもの読書活動に関する実態調査」栃木県教育委員会 平成20年)

(8) 本をほとんど読まないと回答した子どもの理由の割合



(「子どもの読書活動に関する実態調査」栃木県教育委員会 平成20年)

・本を読む(選ぶ)きっかけとして「書名がおもしろそうだったから」「書店で見て」「映画やテレビ番組の原作本だから」とする子どもが多く、一方、本を読まない理由として「まんがや雑誌の方がおもしろい」「テレビ・ビデオ・DVDを見るのに時間を使う」「特に読みたい本がない」を挙げる子どもが多いことが分かります。

現在は、マンガ・アニメ・小説を原作とする作品を他のメディアでも展開する、いわゆるメディアミックスが進められる傾向があり、本以外のメディアに興味を持っている子どもを、本の世界へ導く手がかりは多いと考えられます。また、「何を読んでいいのかわからない」「特に読みたい本がない」という子どもに対しては、子ども一人一人の興味・関心を考慮した本との出会いを作り出せる力を持った人々が必要です。

## 2 一期計画における課題

上記の調査結果から、子どもは、依然として学齢が進むにつれ読書量が減少し、読書以外に使っている時間が多くなっていることが分かります。このような中、子どもの目を読書に向けていくには、全校一斉の読書活動など学校における取組のほか、家庭や地域においても、他の情報メディアでは得ることのできない読書の魅力を子どもに伝えていくこととともに、メディアから得た興味・関心を読書へつなげるような働きかけが必要と考えられます。

そのためには、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、引き続き読書環境づくりに努めるとともに、家庭、地域、学校が連携して取り組むための推進体制づくりとそれに携わる人材の養成が課題となっています。

### 用語解説

#### \* ブックスタート

司書、市町の保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法などを説明しながら、保護者に絵本等を手渡す活動です。

#### \* 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学級数等に応じて設定された蔵書冊数の標準のことです。

## 第3章 子どもの読書活動推進の基本方針

### 1 基本方針

一期計画の基本方針をもとに次の三点とし、新たな取組を盛り込むことで、目標の実現を目指します。また、三つの指標を設け、それぞれに努力目標を設定することで、計画の進行管理を行います。

#### (1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動について、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、子どもの発達段階に応じ、家庭、地域、学校等がそれぞれ担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しむ機会が提供されるよう努めます。また、市町の子ども読書推進にかかわるボランティア数と1か月の平均読書量について、次の努力目標を設けます。

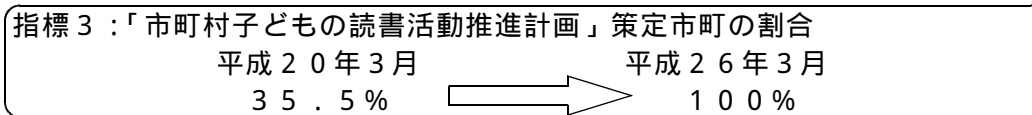
指標1：市町の子ども読書推進にかかわるボランティア数		
平成20年3月	→	平成26年3月
1,837人		3,500人以上

指標2：1か月の平均読書量（まんがや雑誌を除く）			
	平成20年3月	→	平成26年3月
小学5年生	4.87冊		6冊以上
中学2年生	2.38冊		3冊以上
高校2年生	1.42冊		2冊以上

(2) 子どもの読書活動を推進するための連携・協力体制の整備

家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力した取組など、子どもの読書活動を推進する方策を円滑かつ効果的に進めるため、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備します。そして、\*県立図書館は、市町立図書館、民間団体等との連携を図りながら、子どもの読書活動に関する中心的な役割を果たします。

さらに、これまで以上に、市町へ子どもの読書活動を推進体制の整備、計画の策定を強く働きかけることで、全市町での策定を目指します。



(3) 子どもの読書活動の推進に関する理解と関心の普及

子どもは読書する大人の姿に触発されたりして読書意欲を高めることなどから、子どもと直接関わる大人はもとより広く県民の間に、子どもの自主的な読書活動を推進する気運の醸成を図るため、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう努めます。

2 二期計画での新たな取組

二期計画では、家庭・地域・学校等における新たな取組や一期計画で盛り込むことができなかった取組を加えました。

家庭・地域・学校等のさらなる連携、家庭教育支援における取組の活用、これらの「とちぎらしい」取組を通じて、子どもの読書活動をより一層推進します。その他の関連施策・事業については、各章に詳細を掲載してあります。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

\*親学習プログラム普及・定着事業

子どもの読書活動にかかわるプログラムを新しく追加し、様々な学習機会での活用を図ります。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

読書ボランティア等活動交流会

各地域で活動する読書ボランティア（個人・団体）が情報交換や活動する上での課題等について協議を行い、それらの情報や課題を図書館や学校等の教職員と共有し、協議する機会を設けることで、読書ボランティアのネットワーク構築・拡大と活動のより一層の充実を目指します。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

県立学校図書館研究協議会

学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう、機能の充実を図るとともに、司書教諭及び学校図書館司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行います。

用語解説

\* 県立図書館

県立図書館（宇都宮市）と県立足利図書館（足利市）の2館の総称です。（以下、同様）

\* 親学習プログラム

子育てに必要な知識やスキルについて、保護者同士が身近なエピソードやワークショップを通して話し合い、交流しながら主体的に学ぶ、参加型の学習プログラムのことです。



## 第2部 栃木県における子どもの読書活動推進のための方策

### 第1章 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 〔現状と課題〕

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう保護者が配慮していくことが必要です。

家庭においては、乳幼児期における親子の触れ合いの中で本への親しみを持つように、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど、工夫して、子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

近年では、\*「家読(うちどく)」と呼ばれる取組が広がりつつあり、家庭で読書に取り組むことの大切さが改めて認識されています。

これまで、多くの親や子どもが集まる家庭教育支援や子育て支援の場、乳幼児健診等様々な機会を通して啓発資料等により親の理解の促進を図ってきましたが、今後は子どもの読書活動についての理解をより深めてもらうための働きかけが必要です。

#### 〔施策の方向〕

##### 啓発資料等による読書活動に対する親の理解の促進

家庭教育についてのリーフレット等に読書の重要性等について掲載し、読書活動のきっかけづくりに努めます。

「すこやか親子手帳」(母子手帳副読本)、「笑顔いっぱい」(子育て情報誌)に絵本の読み聞かせの意義や重要性等について掲載し、親の理解の促進に努めます。

幼児教育センター(総合教育センター内)で発行している幼児教育情報誌「おうち」の紙面に、幼児期の読み聞かせの大切さを親に訴える文章や、子どもと読みたい絵本の紹介文などを掲載し、親の理解の促進に努めます。

##### 学習機会の提供による読書活動に対する親の理解の促進

「親学習プログラム」に子どもの読書活動にかかわるプログラムを新しく追加し、様々な学習機会での活用を図ります。

妊娠届・出生届の提出時や、妊娠期・乳幼児期・思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育講座、母親(両親)学級・育児教室など地域における子育て支援のための場や交流活動の機会の提供、乳幼児健診等の機会を通じ、読み聞かせの意義や読書の重要性について理解の促進を図るよう市町に促すとともに、取組の拡充について働きかけます。

\*家庭教育オピニオンリーダー研修において、子どもの読書活動の重要性等について学ぶ機会を設けることにより、家庭教育オピニオンリーダーの行う家庭教育支援活動を通じて、親の理解の促進を図ります。

P T A指導者研修等において、子どもの読書活動の重要性等について学ぶ機会を設けることにより、P T A活動を通じて、親の理解の促進を図ります。

##### ブックスタート等活動の促進

育児教室、乳幼児健診等の機会を活用し、絵本の紹介・配布や子どもへの読み聞かせを行うことにより、絵本との出会いや子どもとの接し方について親が学ぶ機会をつくるよう、市町に働きかけます。

読み聞かせボランティアや\*母子保健推進員等の地域組織に対し、絵本の紹介・配布、読み聞かせ等についての協力が得られるよう働きかけます。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
「親学習プログラム」普及・定着事業	「親学習プログラム」を活用することで、多くの親が集まる機会を利用した親としての学びを支援する。	生涯学習課
リーフレット「思春期の子を持つ保護者へ」の作成、配布	小学校6年生の保護者を対象に、家庭教育の重要性や思春期の子どもとの接し方等についてのリーフレット「思春期の子を持つ保護者へ」を作成、配布する。	生涯学習課
「すこやか親子手帳」・子育て情報誌「笑顔いっぱい」の作成	すこやか親子手帳・子育て情報誌に絵本の読み聞かせの意義・重要性、絵本の選び方等の情報を掲載する。	こども政策課
幼児教育情報誌「おうち」の作成・配布	幼児教育に関する情報を提供する情報誌「おうち」を作成し、幼稚園・保育所・公民館などを通して、3歳以上の未就学児を持つ家庭に配布する。	幼児教育センター（総合教育センター内）
家庭教育オピニオンリーダー研修	家庭や地域の教育力の向上のため、地域社会の中で家庭教育について自主的・主体的に子育て支援や相談活動を行い、地域の人々とともに考え、支援できるボランティアを養成する。	生涯学習課 総合教育センター
P T A 指導者研修	P T A 活動をより一層促進するため、単位 P T A の指導的役割を果たしている保護者及び学校教職員を対象に、P T A の今日的役割等の研修を行い、指導者としての資質の向上を図る。	生涯学習課 各教育事務所
ブックスタート等活動に関する情報提供	市町に対し、ブックスタート等活動に関する情報を提供し、活動が推進されるよう啓発を図る。	こども政策課

用語解説

\* 家読（うちどく）

家族みんなで同じ本を読み、読んだ本について話すことで、家族のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める取組です。

\* 家庭教育オピニオンリーダー

家庭や地域の教育力を高めるため、地域社会の中で家庭教育について自主的・主体的に学習や相談活動を行い、地域の人々とともに考え、支援・援助できる指導的立場の人です。

\* 母子保健推進員

地域母子保健の向上のため、市町長に委嘱され、育児サークル活動や健康診査への支援、家庭訪問等の活動を行うボランティアのことです。

## 第2章 地域における子どもの読書活動の推進

### 1 図書館、児童館、公民館等における読書活動の推進

#### 〔現状と課題〕

栃木県には、平成20年4月1日現在、県立図書館が2館、市町立図書館が44館、町立公民館図書室が8館設置されています。平成20年3月31日現在の総蔵書数は728万冊で、そのうち児童図書は210万冊(28.9%)に上ります。これら県内公立図書館等の平成19年度の総貸出冊数は896万冊で、そのうち児童図書は全体の41.4%となる約372万冊となっています。読み聞かせやお話し会などの行事は年間2,162回開催され、延べ参加者数は38,134人となっており、いずれも増加しています。(栃木県公共図書館協会調査)

図書館は、生涯にわたる読書習慣の基礎を形成するため、児童、青少年、保護者に対するより一層の良質なサービスが求められています。

図書館が設置されていない市町では、公民館の中の図書室がその役割を担っています。公民館においては、ボランティア等の協力も得ながら、子どもの読書に係る行事や講座等を実施している館もありますが、他の施設と比べると少ないのが現状です。

一方、\*児童館等では、読み聞かせやお話し会などの実施が増加しており、図書館以外の施設にも子どもの読書活動への理解が広がりつつあります。

地域のあらゆる場所で読書に親しめるよう、児童館や公民館等は一層の取組が期待されるとともに、図書館はこれらの関係施設との連携を図ることが必要です。

#### 〔施策の方向〕

##### 図書館における読書に親しむ活動の充実

子どもの成長・発達段階に応じた資料や、児童図書に関する専門(研究)資料などを収集し、提供します。また、中高生や勤労青少年に対しては「青少年コーナー」を充実し、読書活動の支援に努めます。

絵本の読み聞かせや紙芝居、季節ごとの展示による本の紹介などの取組を充実します。

図書館の利用の仕方や資料の探し方など、インターネット等を使った親子向けの講座を開催します。

直接来館できない障害のある子どもには、郵送貸出しにより資料の提供を行うとともに、点字図書館や関係施設との連携協力を努めます。

専門資料や「\*児童書総合目録」などインターネット上で公開されている情報源を有効に利用することにより、子どもの読書に関する様々な情報を収集し、迅速な\*レファレンスサービス等に努めます。

子どもが、身近な市町立図書館等で県立図書館の本を借りることができる協力体制をさらに充実するなど、市町立図書館等の支援に努めます。

##### 児童館等における読書に親しむ活動の充実

読書ボランティアとの連携などによる、児童館・\*子育てサロンにおける読み聞かせやお話し会などの充実を市町に働きかけます。

\*放課後児童クラブ指導員研修において、子どもの発達段階に応じた読書活動の重要性等を学ぶ機会を設けるなど研修内容の充実を図り、放課後児童クラブにおける読書活動の充実につなげていきます。

\*母親クラブや児童館等を活動拠点とする\*子育てサークル等において、乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせやお話し会の重要性について、理解の促進を図ります。

##### 公民館における読書に親しむ活動の充実

読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図るため、公民館における子どもの読書に係る行事や講座等の充実を図るよう、公民館長等会議等において市町に働きかけます。

〔関連施策・事業等〕

施策・事業名	概要	担当部署
児童図書等資料の整備・充実	児童図書・研究書・外国語の図書・絵本・大型本など、子どもの読書活動に関する様々な資料の整備・充実を図る。	県立図書館
青少年向けの資料の収集及び「青少年コーナー」の充実	青少年向けの資料を積極的に収集し、働くことや心を豊かに生きることなど、大人への準備のための資料を整備する。	県立図書館
「子どもの本のつどい」の拡充	現在図書館児童図書室で開催しているお話し会を、県民プラザ（県庁舎15階）キッズコーナーにて開催する。	県立図書館
「学びの杜の夏休み」における「本と友だちになろう」のコーナーの開設	夏休みの初めに、子どもが本と触れ合う機会を設け、読み聞かせや良書の紹介等を行う。	総合教育センター
図書館活用講座	図書館の基本的な利用の仕方や資料検索、調べ学習など、インターネット等を使った便利な図書館利用に関する講座を開催する。	県立図書館
放課後児童指導員研修	放課後児童クラブの指導員に対してクラブ運営に関する知識や遊びの指導等の研修を実施することにより職員の資質の向上を図る。	こども政策課 （栃木県児童館連絡協議会）

<p>用語解説</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 児童館 健全な遊びを通して、子どもの豊かな情操を養ったり、健康の保持・増進を図る施設です。午前中は、乳幼児をもつお母さん方のふれあいの場として、午後は小・中学生の子どもの遊び場として、利用されています。</li> <li>* 児童書総合目録 「国際子ども図書館」や、国内で児童書を所蔵する主要類縁機関である大阪国際児童文学館、神奈川県立神奈川近代文学館、三康文化研究所附属三康図書館、東京都立多摩図書館、日本近代文学館の5機関の所蔵情報を一元的にインターネットで検索できる総合目録システムです。</li> <li>* レファレンスサービス 利用者の調査研究に対する援助と参考質問に対する回答を行うサービスです。</li> <li>* 子育てサロン 子育て中の親子を対象に、育児相談や情報交換、親子や異年齢の子ども同士の交流活動、体験活動などを行っています。</li> <li>* 放課後児童クラブ 児童館や学校の余裕教室などに設置され、昼間、保護者のいない小学校低学年の子どもを対象に、遊びの指導などを行いながら、児童の健全育成を図っています。</li> </ul>
--

#### 用語解説

##### \* 母親クラブ

子どもの健全育成を願って、地域ぐるみでボランティア活動を行う組織です。親子及び世代間の交流・文化活動、児童の事故防止活動、児童養育に関する研修活動などの様々な活動に取り組んでいます。

##### \* 子育てサークル

子育て中の親子や、子育ての経験者などにより自主的に組織された団体です。参加者相互の情報交換や親子のレクリエーションなどを行いながら、子育てについての不安や悩みの解消を行っています。

## 2 読書ボランティア等民間団体等の活動に対する支援

### 〔現状と課題〕

読書ボランティア等の民間団体等は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、市町立図書館、公民館、コミュニティーセンター、幼稚園、保育所、学校などを会場に、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しています。

平成18年度中に、市町立図書館、公民館、児童館等で、読み聞かせやお話し会、絵本展示等に携わったボランティアは、147団体、1,837名に及んでいます。(栃木県教育委員会調査)

地域において子どもが読書に親しむ機会の拡大を図るためには、民間団体等の活動をより一層充実させていくことが求められています。

### 〔施策の方向〕

#### 活動の充実を図るための支援

子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため県立図書館等県立施設の利用に便宜を図るとともに、市町に対し、域内の図書館、児童館、公民館等の利用に便宜を図るよう働きかけます。

「\*子どもゆめ基金助成金」の周知に努め、民間団体が行う読書会や読み聞かせ会活動の実施などへの活用を奨励します。

県立図書館は、学校図書館・市町立図書館等と連携し、子どもの読書活動の実態や各団体の取り組み情報、子どもに薦めたい本等の情報を収集し、専用ホームページ等で提供します。

#### 情報交流の促進

「読書ボランティア等活動交流会」を開催し、各読書ボランティア(団体)がその活動状況についての情報交換や課題を協議することで、活動の活性化を図ります。

#### 学習機会の提供

総合教育センターは、ボランティア全般に関する研修等を通じて、地域におけるボランティア活動の充実に努めます。

#### ボランティア等の養成

県立図書館は、読書ボランティア活動経験者を対象に、各地で子どもの読書活動に関する相談に応じるなど、指導者・助言者として活躍できる人(子どもの読書ボランティア指導者)を養成します。

「子どもの読書ボランティア指導者養成講座」を修了した子どもの読書ボランティア指導者を各地域で活動する読書ボランティア(グループ・団体)が必要とする場合は、依頼に応じて派遣するなど相互の支援に努めます。

「学校支援地域本部事業」を通じて学校図書館の運営等に係るボランティア（読書ボランティア・図書室活動ボランティア）を支援します。

#### ボランティアセンターへの登録促進

「栃木県生涯学習ボランティアセンター」をはじめとする、県及び市町のボランティアセンターへの登録や、図書館・学校等の各施設の読書ボランティア（団体）としての登録を促進することにより、ボランティア活動の場の確保に努めます。

#### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
ホームページ等による情報提供	子どもの読書活動の実態や各団体の取り組み情報、子どもに薦めたい本等の情報を収集し、ホームページ等により提供する。	県立図書館 生涯学習課
読書ボランティア等活動交流会	各地域で活動する読書ボランティア（個人・団体）が情報交換や活動する上での課題等について、図書館や学校等の教職員と共有し、協議する機会を設けることで、読書ボランティアのネットワーク構築・拡大と活動のより一層の充実を目指す。	生涯学習課 県立図書館
子どもの読書ボランティア指導者の養成	読書ボランティア活動経験者を対象に、各地で子どもの読書活動に関する相談に応じるなど、指導者・助言者として活躍できる人（子どもの読書ボランティア指導者）を養成する。	県立図書館
子どもの読書ボランティア指導者の派遣	「子どもの読書ボランティア指導者養成講座」を修了した読書ボランティア指導者を各地域で活動する読書ボランティア（グループ・団体）が必要とする場合は、依頼に応じて派遣するなど相互支援に努める。	県立図書館
ボランティアセンターへの登録促進	県及び市町のボランティアセンターへの登録や、図書館・学校等の各施設の読書ボランティア（団体）としての登録を促進する。	総合教育センター 各教育事務所
学校支援地域本部事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。	生涯学習課

#### 用語解説

##### \* 子どもゆめ基金助成金

民間団体が行う子どもの読書活動の振興を図る活動などへの国の助成金で、基金は独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置されています。

### 3 公立図書館の整備・充実

#### 〔現状と課題〕

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも身近なところに本があり、楽しく読書活動ができる環境を整備することが大切です。特に誰でも自由に利用できる図書館には、充実した資料と設備、そして専門的な知識と技術を習得した職員が求められています。

栃木県では、平成20年4月1日現在図書館を設置している自治体は、13市11町の24自治体で、設置率は市立図書館で92.8%、町立図書館で64.7%です。全国平均（平成20年3月末現在）では市区立図書館で98.0%、町村立図書館で51.9%であることから町立図書館としては比較的良好な環境にありますが、子どもの読書環境に地域差が生じないように努める必要があります。（日本図書館協会調査）

また、県立図書館では、児童生徒の「総合的な学習の時間」の学習活動や調べ学習を支援したり、子どもの読書活動に関する調査・研究活動を支援したりするため、青少年が利用しやすい資料の整備や、子どもの発達段階に応じた資料等環境の整備・充実を図ることに努めていますが、これらのデリケートな世代にはよりきめ細かな支援が必要です。

平成20年10月30日現在、県内でホームページを開設している市町立図書館は100%で、利用者開放端末でインターネットが利用できる所も100%ですが、図書館の利用をさらに拡大するためには、児童青少年用資料の紹介や検索、催し物等の案内に工夫や、様々な子どもの読書活動に関する情報を地域住民に提供する情報ネットワークの整備が求められています。

そして、これらの条件整備と併せその有効な活用を図るために、子どもの読書活動を推進する司書の資質向上や、障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することも課題となっています。

#### 〔施策の方向〕

##### 地域における子どもの読書環境の整備

県立図書館は図書館未設置市町に対し、子どもの読書環境を整備する上で、住民により身近な市町立図書館の果たす役割の重要性について認識を深めてもらうとともに、図書館設置の気運の醸成を促します。

県立図書館は図書館未設置市町に対し、図書館が設置されるまでの間、公民館図書室への「\*一括貸出」による補完的サービスをもって、全域サービスを図ります。

市町立図書館の図書資料の整備については、地方交付税により措置されているため、各市町において、計画的な整備が図られるよう促します。

##### 県立図書館の資料整備と情報化の推進

子どもが本に親しみ読書の楽しさを味わえるよう、未就学児向けの絵本や小学生向けの児童図書など発達段階に応じた資料を計画的に整備するとともに、子どものより身近な読書活動の場である市町立図書館の支援を図ります。

児童サービスを行う公立図書館の司書・学校関係者・地域のボランティア等の調査・研究を支援するため、新刊児童書全点購入を目指し資料の整備・充実に努めます。

「青少年コーナー」に、仕事や健康・医療、法律・経済・時事など、生きることに深い関係を持つ分野の資料を充実させ、青少年の様々な課題解決を支援します。

県内の公立図書館の所蔵状況を一括して横断検索できる「栃木県図書館総合目録」の一層の利用促進に努めます。

##### 司書等の研修の充実

県立図書館は国際子ども図書館等の主催する専門的研修等に計画的に参加し、児童サービス担当職員の資質向上に努めます。

市町立図書館等において、児童部門について専門的に十分対応できる高い資質をもった司書等を育成するため、児童サービス研修をはじめとした各種研修会を栃木県公共図書館協会と連携して実施します。

障害のある子どもの読書活動の推進

大活字本や録音資料、手話や字幕入り映像資料、触る絵本等の収集を図ります。

視覚に障害のある子どもには、とちぎ視聴覚障害者情報センター点字図書館と連携・協力し、読書活動の支援に努めます。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
児童図書等資料の整備・充実（再掲）	児童図書・研究書・外国語の図書・絵本・大型本など子どもの読書活動に関する様々な資料の整備・充実を図る。	県立図書館
青少年向けの資料の収集及び「青少年コーナー」の充実（再掲）	青少年向けの資料を積極的に収集し、働くことや心を豊かに生きることなど、大人への準備のための資料を整備・充実する。	県立図書館
児童サービス担当職員の養成	国際子ども図書館等の主催する、専門的研修に計画的に職員を派遣し、児童サービス担当職員の資質の向上に努める。	県立図書館
図書館等職員研修	児童サービス研修 図書館・公民館図書室職員基礎研修 図書館情報化基礎研修 図書館協力ネットワーク研修 レファレンス研修	県立図書館 (栃木県公共図書館協会)

用語解説

\* 一括貸出

公民館や学校などの団体を対象に、中・長期間まとまった冊数を貸し出す方法です。



## 第3章 学校等における子どもの読書活動の推進

### 1 児童生徒の読書習慣の確立

#### 〔現状と課題〕

児童生徒に読書に親しませ、読書習慣を身に付けさせることは、論理的な思考力やコミュニケーション能力、感性や情緒の基盤となる言語力を育成する観点からも大切です。児童生徒が読書習慣を確立し、自主的・自発的な読書を行うために、小学校・中学校・高等学校のそれぞれの発達の段階に応じて、働きかけを継続し、読書活動を推進していく必要があります。

栃木県では、すでに、小学校で100%（全国平均94.4%）、中学校で97.6%（全国平均84.1%）、高等学校では61.2%（全国平均36.9%）の学校が、全校一斉の読書の時間を設け、読書習慣を身に付けるために「朝の読書」などに取り組んでいます。（平成19年度「学校図書館の現状に関する調査」）また、学校図書館を中心として、必読図書の推薦やブックリストを作成したり、図書館だよりを発行したりするなど、児童生徒への継続的な働きかけを行っています。

望ましい読書習慣の形成が、児童生徒の人格の形成に大きな役割を担うことから、これまでの学校ごとの取組を支援するばかりでなく、家庭や地域と連携し、県全体として児童生徒の読書活動を推進していくことが必要です。また、「朝の読書」運動が一定の成果を収めてきたことから、引き続き「朝の読書」等の一斉読書運動を推進すると同時に、児童生徒の読書の幅を広げ、読書の質を向上させるために、継続的・発展的に行う児童生徒への働きかけが必要です。

そのためには、小・中・高校生が各地域において相互に関わる読書活動の場を作るなど、学校間で連携して行う取組に対して支援をしていくことや、児童生徒が異なる世代と本について語り合う機会を設けるなど、公立図書館や関係機関との連携を推進していくことが課題となっています。

#### 〔施策の方向〕

##### 学校における読書活動の取組に対する支援

児童生徒の読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内への普及に努めます。

「朝の読書」等の一斉読書運動を推進します。また、発達の段階に応じた児童生徒の自主的な読書活動を推進するために、各学校の取組を支援します。

家庭における読書習慣の形成を目指し、親子読書を推進します。

学校図書館を中心とする読書環境を整備するよう、各学校の取組を支援します。

##### 学校図書館の機能の充実

児童生徒が望ましい読書習慣を確立し、自主的・自発的な読書活動を推進できるよう、読書センターとしての機能の充実を図ります。

##### 高校生の読み聞かせボランティア・朗読ボランティアの養成

高校生が地域の幼稚園・保育所・小学校訪問や、特別支援学校との交流活動において、読み聞かせや朗読を行うための技術が向上するよう支援します。

##### 必読図書・推薦図書等の選定やブックリスト作成の推進

児童生徒を対象とした必読図書や推薦図書の選定及びブックリストの作成を推進します。

##### 読書活動の学校間連携や公立図書館・関係機関との連携の推進

児童生徒の読書の幅を広げ、読書の質を高めるために、読書活動についての異世代間交流の場を設けたり、発展的な読書活動の研究を進めたりするなど、学校間の連携、及び公立図書館をはじめとする関係機関との連携を推進します。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。 ・読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。 ・「朝の読書」等の一斉読書運動を推進する。	学校教育課 総合教育センター
学校図書館資料の整備	児童生徒の読書経験を豊かにするために、様々な興味・関心に応えうる学校図書館資料の整備に努める。	施設課 学校教育課
高校生読書ボランティアの育成	高校生が読み聞かせボランティア・朗読ボランティアとして活動できるよう、技術の向上に向け、支援する。	学校教育課
必読図書・推薦図書等の選定やブックリストの作成	児童生徒を対象とした必読図書や推薦図書の選定及びブックリストの作成を推進する。	学校教育課

## 2 教科及び教科外における読書活動の充実

〔現状と課題〕

学校は、各教科・道徳・特別活動、総合的な学習の時間など様々な教育活動を通じて、子どもの読書活動を推進する重要な役割を担っています。そのためにも、豊かな読書環境を提供していくことが必要です。また、国語科を中核とするすべての教科等を通じて、様々な文章や資料を読んだり、調べたりするなどの多様な読書活動を推進していく必要があります。

各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動を行い、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭や学校図書館司書を中心に、すべての教員が連携し、校内の協力体制を構築していくことが求められています。

各学校では、国語科などの各教科や、総合的な学習の時間やロングホームルームなどの教科外の活動においても読書指導が行われています。また、各教科の学習内容や学校行事に関連して、学校図書館に推薦図書コーナーを設けたり、必読図書や推薦図書を選定したりする取組も見られます。

学習指導要領では、各教科等を通じて児童生徒の思考力・判断力・表現力をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な児童生徒の言語活動の充実を図ることとしています。その中でも、読書は、児童生徒の知的活動を増進し、人格形成や情操を養う上でも重要であることから、学校図書館の計画的な利用とその機能の活用を図ることが示されています。

そのため、学校図書館については、教育課程の展開に寄与することができる資料センターとしての機能を発揮しつつ、児童生徒が主体的に学ぶ学習情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を併せて発揮することが求められています。

〔施策の方向〕

学校における読書活動の取組に対する支援

各教科や総合的な学習の時間、特別活動などにおける学習活動の充実など、各学校の取組を支援するため、読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内への普及に努めます。

## 学校図書館の充実

教科及び教科外における探究活動や調べ学習をはじめとする児童生徒の読書活動の充実に資するため、学校図書館の学習情報センターとしての機能の充実に努めます。

司書教諭や学校図書館司書が中心となって、校内における教職員の協力体制を構築し、教育課程の展開に寄与することができる学校図書館の在り方について共通理解を深め、学校図書館の利用の活性化を図ります。

### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及（再掲）	読書指導に関する先進的な取組を紹介するとともに、各教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおける調べ学習などを取り入れた学習活動など、読書活動に関する実践事例を収集する。	学校教育課 総合教育センター
学校図書館資料の整備（再掲）	各教科及び特別活動、総合的な学習の時間などの教科における多様な教育活動を展開するためにも、学校図書館資料の整備により、利用しやすい学校図書館の環境づくりに努める。	学校教育課
県立学校図書館研究協議会の実施	学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう、機能の充実に努めるとともに、司書教諭及び学校図書館司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課 教職員課

## 3 教職員の意識の高揚

### 〔現状と課題〕

子どもの読書活動を推進するために、学校教育への期待は大きく、教職員は重要な役割を担っています。司書教諭や学校図書館司書ばかりでなく、教職員が、読書活動に関する理解と認識を持ち、読書の楽しさや喜びを子どもに伝え、本との出会いを作ることが求められています。

現在、各学校においては、教職員が多様な分野の本を推薦したり、本について語る場を設けたりして、児童生徒への啓発を行っています。豊富な経験をもつ教職員が関わることにより、児童生徒が狭い範囲での読書にとどまらず、幅広い分野の本と出会えるような工夫がなされています。

読書に関しては、外発的な動機付けばかりでなく、児童生徒に内発的な動機付けをすることが必要であることから、読書活動を推進するための教職員の一層の意識の高揚が必要となっています。また、児童生徒の読書の幅を広げることや、読書の質を高めることが課題となっており、そのためにも、教職員が、読書指導や読書活動についての基本的理解を深め、指導力を高めることが求められています。

### 〔施策の方向〕

読書指導に関する教職員の協力体制の確立と研修の充実

県立学校図書館研究協議会や、学校図書館司書の研修の機会を通して、司書教諭や学校図書館司書を中心とした校内の協力体制の確立に努めます。

小学校・中学校・高等学校教育研究会の国語部会や図書館部会への情報提供等の支援を通し

て、読書指導に関する教職員の意識の高揚を図ります。

総合教育センターでは、教職員を対象とした研修等を通して、学校図書館にかかわる教員の資質向上を図ります。

総合教育センターで行っている土曜開放講座の一環として、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員の希望者を対象に、読書指導等に関する講座を開催します。

総合教育センターの業務の一環として、各学校や学校図書館部会等からの依頼に応じて、読書指導等に関する講話を行います。

学校における読書活動の取組に対する支援

児童生徒の読書活動への取組を推進していくため、学校図書館の活用や読書活動の促進に関する方策を、学校関係者に周知し、学校関係者の意識の高揚を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及（再掲）	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。 ・読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。 ・「朝の読書」等の一斉読書運動を推進する。 ・教科及び教科外における読書活動の充実を図るため、小学校・中学校・高等学校教育研究会図書館部会と連携し、実践事例を収集し、各学校に普及する。	学校教育課 総合教育センター
学校図書館の情報化の推進	高等学校教育研究会図書館部会や総合教育センターと連携し、学校図書館担当の教員や司書教諭、学校図書館司書を対象とした情報機器の活用法や、学校図書館の望ましい情報化の在り方について講習会を開催する。	学校教育課
県立学校図書館研究協議会の実施(再掲)	学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう、機能の充実を図るとともに、司書教諭及び学校図書館司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課 教職員課
学校図書館研修	学校図書館の在り方について、基礎的な理論と実践的な内容・方法を理解することを通して、学校図書館にかかわる教員の資質向上を図る。	総合教育センター
読書指導に関する講座の実施	総合教育センターで行っている土曜開放講座の一環として、小中高特の教職員の希望者を対象に、講師を招聘して、読書指導等に関する講座を開催する。	総合教育センター
カリキュラムセンター業務	総合教育センター内にあるカリキュラムセンターの業務の一環として、各学校や学校図書館部会等からの依頼に応じて、読書指導等に関する講話を行う。	総合教育センター

## 4 障害のある子どもの読書活動の支援

### 〔現状と課題〕

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた読書活動の支援が必要です。

現在、各学校においては、各教科や特別活動等を通じ、子どもの読書活動を支援しています。今後ますます地域との連携や、交流活動等を通して、幅広い読書活動の機会を提供することが求められています。

障害の状態に応じた読書環境の整備や、図書情報の充実が課題となっています。

### 〔施策の方向〕

#### 障害の状態に応じた読書活動の整備

読書活動を通じた交流活動時に、視聴覚機器の使用や、読み聞かせボランティアや点字ボランティアの活用により、読書環境の整備を図ります。

\*視覚障害教育情報ネットワーク(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)の活用などにより、点字図書や全国の点字図書館などの点字データの相互利用を推進します。

#### 特別支援学校における読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や、読書環境の整備、視聴覚機器の活用等の優れた実践の紹介などにより、読書活動の推進を図ります。

地域との連携、ボランティアの活用などを通じ、児童生徒による図書委員会の活動など、自主的な読書活動の活性化を図ります。

読書週間や読書の時間の設定、読書感想文コンクールへの参加などを通じ、本にふれる機会を増やし、読書活動の促進に取り組みます。

#### 特別支援学校図書館の地域との連携

地域の障害者のための図書館として、各特別支援学校図書館の整備と開放を進めます。

### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及(再掲)	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。 ・読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。	学校教育課 総合教育センター
特別支援教育の充実	読書活動を通して、児童生徒一人一人の個性を生かし、豊かな人間性の育成を図る。	特別支援教育室
特別支援学校センター化推進事業	特別支援学校がセンター的機能を発揮し、障害の状況や発達段階に応じた図書の情報提供や貸し出しを行うなど、地域支援の充実を図る。	特別支援教育室
交流教育の推進	読み聞かせや朗読、読書会など本を中心とした交流活動を設け、特別支援学校の児童生徒と小・中・高校及び地域の人々との多様な交流を推進する。	特別支援教育室

用語解説

\* 視覚障害教育情報ネットワーク

従来の盲学校点字情報ネットワークが名称を変更したもの。全国の多くの盲学校とネットワークでつながっています。本県の盲学校も加入しています。

## 5 幼稚園・保育所における読書活動の推進

〔現状と課題〕

幼稚園や保育所では、乳幼児に対して、絵本等の読み聞かせや\*パネルシアターなどの「おはなし」を通して、読書への親近感を育てるとともに、子どもの創造力や興味を養い、言葉を豊かにするなど、発達の段階に応じた心身の成長を促すよう努めています。

さらに、今後は、幼稚園・保育所の教員・保育士が、乳幼児期における絵本等との関わり、読み聞かせ等の重要性を理解し、子どもが絵本等により読書に興味・関心を持てるよう研修を重ねることが望まれます。

〔施策の方向〕

保育内容の充実

市町村保育行政等事務担当者会議や民間保育園長会議、幼稚園教職員の研修会等において、保育計画や指導計画の中に、子どもが本に親しむことの大切さやその機会を多く提供することを取り入れるよう促します。

研修の充実

保育所保育士研修において、乳幼児が本に親しむことの大切さについて十分な理解を求めるとともに、発達の段階に応じた絵本の選定や読み聞かせの実技など、乳幼児の読書活動に関する内容の充実を図ります。

新規採用幼稚園教諭研修において、読書の重要性等の理解の促進を図るとともに、読み聞かせなどの手法習得などにより、指導力の向上を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
社会福祉従事者研修	福祉施設に従事する職員に対して、保育所保育士研修など、職種・職階に応じて必要な研修を行う。	保健福祉課 こども政策課（県社会福祉協議会）
新規採用幼稚園教諭研修	公立・私立幼稚園の新規採用教員を対象に、年間9日間の園外研修を行い、教員資質の向上を図る。	文書学事課 総合教育センター

用語解説

\* パネルシアター

観客の正面に、大きなパネルを置き、絵人形をパネルの上にくっつけたり、はずしたりしながら、物語の内容にそった場面を構成し演じる、動く紙芝居のようなものです。

## 6 学校図書館等の整備・充実

### 〔現状と課題〕

学校図書館は、「読書センター」としての機能と「学習情報センター」としての機能を併せ持っています。

学校の中で文化的な香りの高い空間づくりを目指し、図書の配架を工夫したり、読書や調べ学習のためのスペースを作ったりして、環境の整備に努めています。

児童生徒の課題解決的な学習、探究的な学習などが行われる中で、教育課程の展開に寄与できるよう、学校図書館の果たす役割は今まで以上に重要で、その機能を十分に発揮できるような、工夫が求められています。そのためにも、図書資料のデータベース化を促進するとともに、コンピュータを利用した調べ学習や、マルチメディアを活用した学習ができるような環境を整えていくことが課題となっています。

県立学校においては、学校図書館の学習情報センター化を推進するため、既に学校に整備された情報ネットワークを活用し、図書資料のデータベース化に努めています。さらに、\*県立図書館書誌データダウンロードシステムの導入に伴い、学校図書館が有する情報の適切な管理も必要になっています。

また、公立小・中学校における学校図書館図書標準について、100%以上達成している学校が、小学校で63.6%(全国平均42.0%)、中学校で54.2%(全国平均36.8%)であり、(平成19年度「学校図書館の現状に関する調査」:平成18年度末の図書標準達成学校数の割合)、特別支援学校の小学部・中学部を含め、公立小・中学校においては、今後、図書資料のなお一層の充実を図っていく必要があります。

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、学校図書館に関わる教職員が連携・協力し、その機能の充実を図っていくことが必要です。各学校においては、学校図書館を中心として、図書委員会による活動や、教職員や児童生徒自らが推薦する本の紹介、必読図書選定、読書会の開催など様々な活動を行っています。学校図書館法の改正により、12学級以上のすべての学校に、司書教諭を置くこととなりましたが、今後さらに、各学校の取組を充実させるため、学校図書館司書(学校図書館担当事務職員)と司書教諭の適切な配置と一層の資質向上が課題となっています。

さらに、学校図書館の機能を十分に生かすためには、他校の図書館や公立図書館などとのネットワーク化を図っていくことも求められています。

また、幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保するための環境づくりが肝要です。

### 〔施策の方向〕

#### 学校図書館の環境整備の促進と多様な読書活動の推進

学校図書館の施設や環境についての先進的な事例を紹介します。また、各学校において多様な読書活動の推進が図られるよう、実践事例の収集と普及に努め、読書指導や図書館活動への取組を支援します。

#### 学習情報センターとしての学校図書館の充実

学校図書館が、学習情報センターとして円滑に機能するよう、県立学校においては、情報ネットワークの適切な運用に努め、引き続き図書資料のデータベース化を図ります。

児童生徒の課題解決的な学習、探究的な学習を推進するため、図書の配架の工夫や、適切な資料選択の方法、環境の整備などについて、情報交換や協議を行う機会を設けます。

#### 学校図書館における情報や図書資料の適切な管理の推進

県立学校間情報ネットワークの整備や県立図書館書誌データダウンロードシステムの円滑な運用など、学校図書館の情報化について理解を推進します。

## 学校図書館の開放

県立学校について、休業日においても、地域のボランティア等の協力を得ながら、適切に学校図書館の開放が進むよう、研究を推進します。

## 学校図書館の図書等の整備

公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財源措置により、各市町教育委員会に対して、「学校図書館図書標準」の水準まで図書を整備するよう促します。また、私立学校についても、図書資料の整備を促します。

## 司書教諭と学校図書館司書の適切な配置と資質の向上

司書教諭を学校図書館に適切に配置するために、引き続き司書教諭養成講習への教職員の派遣を実施し、司書教諭の有資格者の育成に努めます。また、県立学校においては、学校図書館司書の適切な配置に努めます。

12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置するとともに、11学級以下の学校にも配置を促します。

市町立学校や私立学校の学校図書館司書の配置を促します。

司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の役割等について理解を図ります。職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。

司書教諭と学校図書館司書の資質向上を目指し、研修会を実施します。小学校・中学校・高等学校教育研究会図書館部会や総合教育センターとの連携を強化し、学校図書館の学習情報センター化に即応した、レファレンスや情報活用能力の育成のための研修を充実させます。

## 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と図書の整備

絵本コーナー等の設置や保育室のレイアウトの工夫など、子どもが絵本等に身近に安心して触れることのできる環境づくりを促します。

保護者、ボランティア等と連携・協力するなど、発達段階に応じた図書の整備を図るよう促します。

## 公立図書館との連携

学校への図書資料の貸し出しを引き続き推進するとともに、公立図書館と学校図書館の連携の在り方に関する研究を推進します。

### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
読書活動に関する実践事例の収集と普及（再掲）	児童生徒の読書習慣の確立を図るため、学校における読書指導や図書館活動への取組を支援する。 ・読書指導に関する先進的な取組を紹介し、県内へ普及する。 ・「朝の読書」等の一斉読書運動を推進する。	学校教育課 総合教育センター
県立学校間情報ネットワークの円滑な運用の促進	県立学校間情報ネットワークの円滑な運用により、学校図書館の情報化を推進する。	学校教育課 施設課
* 県立学校図書館蔵書管理検索システムの円滑な運用の促進	県立学校における県立学校蔵書管理システムの円滑な運用を促進する。	学校教育課 施設課



施策・事業名	概要	担当部署
県立図書館書誌データダウンロードシステムの円滑な運用	県立学校における学校図書館の情報化の推進を目指し、県立図書館書誌データダウンロードシステムの円滑な運用を促進する。	学校教育課 県立図書館
学校図書館の情報化の推進（再掲）	総合教育センターや高教研図書館部会等と連携し、学校図書館担当の教員や司書教諭、学校図書館司書を対象とした情報機器の講習や、実務の講習を通して、学校図書館における情報や図書資料の適切な管理を推進する。	学校教育課
学校図書館における学習情報センター機能の充実	課題解決的な学習や探究的な学習等が適切に行われるよう、図書資料の整備や充実に努める。また、情報ネットワークやコンピュータ等を利用した調べ学習やマルチメディアを使った学習ができる環境の活用推進を図る。	学校教育課 施設課
司書教諭講習への計画的な教員派遣	宇都宮大学で実施される司書教諭講習へ、教員を計画的に派遣し、有資格者の育成・確保を図る。	教職員課 学校教育課
学校図書館司書新任者研修	学校図書館司書新任者を対象に学校図書館を運営していく上での実務等について、研修を実施し、資質の向上を図る。	教職員課
学校図書館研修（再掲）	学校図書館の在り方について、基礎的な理論と実践的な内容・方法を理解することを通して、学校図書館にかかわる教員の資質向上を図る。	総合教育センター
県立学校図書館研究協議会（再掲）	学校図書館の運営の在り方について理解を深め、学校図書館が教育課程の展開に寄与できるよう、機能の充実を図るとともに、司書教諭及び学校図書館司書を中心とした協力体制の推進のため、学校図書館担当者による研究協議を行う。	学校教育課 教職員課

#### 用語解説

##### \* 県立図書館書誌データダウンロードシステム

県立図書館の書誌データを県立学校が活用することにより、学校図書館の図書資料のデータベース化の促進を図り、県立学校図書館蔵書管理検索システムの円滑な運用に効力を発揮しています。

##### \* 県立学校図書館蔵書管理検索システム

県立学校では、\*校内LANの整備に伴い、学校図書館の蔵書管理及び検索システムとしてCASAを導入し、円滑な蔵書管理及び検索、学校間の連携等が可能となっています。

##### \* 校内LAN

学校内で様々な情報を収集できるよう、学校図書館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室を校内情報通信網で接続しています。

## 第4章 子どもの読書活動推進体制の整備

### 1 本県における推進体制の整備

#### 〔現状と課題〕

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要であり、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、取組を推進していくための総合的な推進体制を引き続き整備することが求められています。

また、県・市町それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制を強化し、各種情報の交換等を促進していくことが肝要です。

特に、市町は、身近な地方公共団体として、その役割は重要であり、それぞれの地域の状況に応じて子どもの読書活動の推進に係る様々な事業を実施しています。市町において、さらに子どもの読書活動推進体制を整備するためには、市町相互の連携・協力体制の充実・強化を図るとともに、市町と学校の連携が期待されます。

さらに、県民に対して、常時子どもの読書活動に関する県内の情報はもとより全国の情報も含め収集、提供するとともに、相談に応じる体制の整備・充実が必要とされています。

#### 〔施策の方向〕

##### 総合的な連携・協力体制の整備

子どもの読書活動の推進に向け、県、市町、学校、図書館、民間団体等との具体的な連携・協力を図るため、「栃木県子どもの読書活動推進協議会」を引き続き設置します。

県の推進計画の進捗状況について、進行管理を行うとともに、各年度ごとの子どもの読書活動の推進状況を調査します。

##### 県と市町間及び市町間相互の連携・協力体制の整備

県立図書館は、栃木県公共図書館協会と連携して、県立図書館と市町立図書館等との役割分担の明確化や連携・協力体制の強化に努めるとともに、市町立図書館等相互の連携・協力体制の充実・強化を目指して、必要な指導、助言、並びに連絡調整等を行います。

市町の「子ども読書活動推進計画」の策定を促すとともに、市町や学校における推進体制の整備や具体的な事業、啓発・広報等についての情報交換や協議を行うため、市町の子どもの読書推進担当者及び各学校の学校図書館担当者の連絡会議を開催します。

##### 各種情報の収集、提供、相談

県立図書館は、子どもの読書活動に関する総合的な案内窓口として、資料及び情報を収集、整理、保存及び提供するとともに、県民からの相談に応える体制を整えます。

様々な子どもの読書活動に関する情報への窓口となる「子ども読書活動推進ホームページ」を開設します。

#### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
「栃木県子どもの読書活動推進協議会」の設置	子どもの読書活動に関係する機関、団体の情報交換、具体的な連携・協力方策について協議し、県内の総合的な読書活動の推進を図る。	生涯学習課
市町・学校等子どもの読書推進担当者会議	市町や学校における推進体制の整備や具体的な事業、啓発・広報等についての情報交換や協議を行う。	生涯学習課

施策・事業名	概要	担当部署
子どもの読書活動推進センター機能の充実	県立図書館と市町立図書館間等の連携・協力体制に関する連絡調整等を行うとともに、県民への総合的な案内窓口としての役割を担う。	県立図書館
子ども読書活動推進ホームページの活用・利用促進	子どもの読書推進のために開設したポータルサイトを活用し、利用の促進を図る。	生涯学習課 県立図書館

## 2 図書館間等の連携・協力の推進

### 〔現状と課題〕

子どもの読書活動を一層推進していくためには、県立図書館や市町立図書館、学校図書館、大学図書館、さらに関係機関とが相互に連携・協力していくことが大切です。

「栃木県図書館総合目録」の運用開始と、県立図書館協力車の巡回回数増加により、県内市町立図書館及び公民館図書室の資料の相互貸借点数が増加しています。子どもが本と出会う機会を増やすため、「栃木県図書館総合目録」の一層の利用促進を図るとともに、様々な資料要求等に応えるために、多様な連携・協力を推進していくことが引き続き課題となっています。

### 〔施策の方向〕

#### 図書館間等の連携・協力

県立図書館・市町立図書館・公民館図書室間における、資料の相互貸借、レファレンスサービスにおける相互協力により、児童資料の選択機会の拡充に努めます。

県立図書館・市町立図書館と大学図書館等\*類縁機関間における相互貸借により、資料の利用を図ります。

県立図書館は、国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」や県内外の関係する類縁機関とも連携し、情報提供の向上に努めます。

県立図書館は、市町立図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促します。

県立図書館は、市町立図書館等が学校、幼稚園・保育所、保健所・保健センター等関係機関と連携・協力して行う、子どもの読書活動を推進するための取組に対し、必要な情報の提供に努めます。

「栃木県図書館総合目録」等を活用した学校等への資料利用の促進を図るとともに、資料貸出の有効的な手段等を検討します。

### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
市町立図書館・公民館図書室との相互協力	県立図書館協力車（連絡車）による市町立図書館・公民館図書室との資料相互貸借等の利用の促進を図る。	県立図書館
大学図書館等類縁機関との相互協力	大学図書館等類縁機関との図書館資料相互貸借の一層の利用の促進を図る。	県立図書館

施策・事業名	概要	担当部署
「国際子ども図書館」等類縁機関との連携・協力	「国際子ども図書館」が運用している児童書と児童関連図書データベース「児童書総合目録」等を効果的に利用しサービスの向上に努める。	県立図書館
「栃木県図書館総合目録」等を活用した貸借支援の充実	「栃木県図書館総合目録」等を活用した学校等への資料利用の促進を図るとともに、貸借手段についての検討をします。	学校教育課 生涯学習課 県立図書館

#### 用語解説

##### \* 類縁機関

図書館と類似した、記録・情報の保存・伝達に関連のある施設・機関のことです。具体的には公民館図書室、学校図書館、大学図書館、議会図書室、博物館資料室、試験・研究機関の資料室などです。

### 3 読書ボランティア等民間団体等間の連携・協力の促進

#### 〔現状と課題〕

県内では、ボランティアとして読み聞かせ等を行っている民間団体等が数多く活動しています。これら民間団体等が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、ひいては子どもの読書活動の一層の推進に資することとなります。

民間団体間の連携・協力の促進を図るため、引き続き民間団体による自主的な読書ボランティア等ネットワークの充実・強化を図ることが肝要です。

#### 〔施策の方向〕

##### 読書ボランティア等ネットワークの充実・強化

県立図書館は、読書ボランティア等ネットワークの窓口として、密接に情報交換・収集・発信を行い、民間団体間の連携・協力の促進を図ります。

読書ボランティア等ネットワークを活用した交流会、研修会、講座等の開催を促進するために、「子どもゆめ基金助成金」の活用を奨励します。

#### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
子ども読書活動推進センター機能の充実	読書ボランティア等ネットワークの窓口として、密接に情報交換・収集・発信を行う。	県立図書館

## 第5章 啓発・普及・広報活動の推進

### 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・普及・広報活動

#### 〔現状と課題〕

家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進するためには、その意義や重要性について、様々な機会を利用して理解の促進を図ることが必要です。

「子ども読書の日」(4月23日)は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。

平成20年度には、栃木県内の県立及び市町立図書館、公民館、学校など計31ヶ所で約40に及ぶ事業が実施されました。(栃木県教育委員会調査)また、民間団体等も独自に事業を行っています。

子どもは読書する大人の姿に触発されるなどして読書意欲を高めます。子どもを取り巻く大人、特に保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つとともに、自ら読書に取り組むことが、自主的な読書態度や読書習慣を子どもが身に付ける上で重要であり、そのためには、今後「\*子どもの読書週間」や「読書週間」などの機会に、より一層子どもの読書活動の推進に向けた社会的気運が高まるよう、啓発広報活動を引き続き実施することが課題となっています。

#### 〔施策の方向〕

##### 全県的な啓発広報の実施

市町、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等と広く連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の配布等を行い、「子ども読書の日」の周知を図ります。

図書館、公民館等のそれぞれの関係施設においても、子どもの自主的な読書活動を推進する事業を実施するよう努めます。

市町においても、子どもの自主的な読書活動を推進する事業が活発に実施されるよう促します。

#### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
「子ども読書の日」にちなんだ展示	子どもたちが興味を持ちそうなテーマの本や、勧めたい本などを展示紹介する。	県立図書館

#### 用語解説

##### \* 子どもの読書週間

社団法人読書推進運動協議会が主催し、4月23日～5月12日を期間として、子どもの読書活動を推進するために設けられています。

### 2 各種情報の収集・提供

#### 〔現状と課題〕

図書館の窓口等では、子どもの読書活動に関する情報提供に努めています。

多くの人々が、子どもの読書活動の実態や、国、県、市町村や学校、図書館、民間団体等における様々な事業や取組などに関する情報に容易に接し、活用することができるようにすることは、子

どもの読書活動に対して広く県民の興味や関心を引き出すとともに、子どもの読書活動に携わる人々に対しては、その意欲をより高め、活動の活性化へと導くこととなります。

県立図書館では、「子どもの読書活動支援情報」ホームページを開設し、県内公立図書館等での子どもの読書活動に関する取組についての情報や関連資料を提供しています。また、教育放送番組等を活用し、読書の重要性や大切さを伝え、県内での子どもの読書活動推進の取組事例を紹介してきました。引き続き、各種情報の収集と提供に努める必要があります。

#### 〔施策の方向〕

##### 広範な情報の収集

「栃木県子どもの読書活動推進協議会」において、子どもの読書活動に係る情報を幅広く収集するしくみを検討します。

インターネット上の文部科学省や関係機関・団体等のホームページと県の「子ども読書活動推進ホームページ」をリンクさせて情報の収集を図ります。

総合教育センターが行う「生活状況調査」などを通して、子どもの読書活動の実態を把握します。

総合教育センターにおいて、学校や地域で行われている読書活動の効果的な実践事例を調査研究します。

##### 各種媒体による情報の提供

「子ども読書活動推進ホームページ」により、子どもの読書活動の実態や、国、県、市町村や学校、図書館、民間団体等における様々な事業や取組、優良図書などの各種情報を提供します。

県立図書館は、子どもの読書活動に関する総合的な案内窓口として、各種情報の提供に努めます。

県が企画し、制作・放送を行っている教育放送番組等において、「読書」をテーマとした番組を放送し、読書の重要性や効用についてPRに努めます。

県で発行している各種広報紙において、子どもの読書の意義や重要性の周知、読書活動推進の優れた実践事例の紹介等に努めます。

総合教育センターは、県内の各学校から収集した読書指導や学校図書館活動に関する事例の情報を、ホームページから発信するとともに学校図書館研修等で提供します。

#### 〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
子ども読書活動推進ホームページの活用	全国の情報をはじめ、子どもの読書活動の実態や国、県、市町村、学校、図書館、民間団体等における様々な取組などに関する情報を提供する。	県立図書館 生涯学習課
教育放送番組等の番組制作・放送	読書活動が顕著な学校や地域を取り上げて、読書の効用を訴え、読書活動のモデルとして参考になる事例を紹介する。	総務課
テレビ等での周知	「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動や県立図書館主催の「子どもの本のつどい」の案内等、読書の啓発、機会提供を行う。	総務課

施策・事業名	概要	担当部署
総合教育センターのホームページ「とちぎ学びの杜」における、教育情報の発信	県内の各学校から収集した読書指導や学校図書館活動に関する事例の情報を、総合教育センターのホームページ「とちぎ学びの杜」から発信する。	総合教育センター
学校図書館研修等における、教育情報の提供	総合教育センターで行う学校図書館研修等で、県内の各学校から収集した読書指導や学校図書館活動に関する事例の情報を提供する。	総合教育センター

### 3 優れた取組の奨励・優良図書の紹介

#### 〔現状と課題〕

子どもの読書活動の推進に関して、これまで優れた取組等を行っている学校、図書館、民間団体等を表彰したり、優良図書の推奨・普及を図ってきています。

表彰することは、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、広く県民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるもので、意義あることです。今後も、これらの取組はもとより、広く優れた取組事例を紹介し、奨励していくことが必要です。

また、青少年が、人間形成を図る上で、より多くの優良な図書に接することは、大変有意義です。青少年の読書活動を促進するため、数多くの優良な図書を選定、推奨することが望まれ、「どんな本を読んでいいかわからない」という児童生徒にも有効です。

#### 〔施策の方向〕

##### 優れた取組の奨励

子どもの読書活動を推進するため、\*国、県等の表彰制度により、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、その取組の奨励を図ります。

国、県等の表彰制度により表彰された優秀実践学校・図書館・団体（者）等の取組を、広く県民に紹介することにより、その取組の普及・拡大を図ります。

総合教育センターにおいて、幼児教育の関係者、学校の児童・生徒、及び教職員や保護者、読書ボランティア等から、読書活動によって人と人との心のつながりが生まれた体験談を募集し、体験談集として各学校、図書館等へ紹介することなどにより、読書活動の奨励を図ります。

##### 優良図書の推奨・普及

\*優良推奨図書審査会・\*青少年健全育成審議会を開催し、青少年の読書活動を促進するための優良図書を対象学齢別（小学校低学年、小学校中学年、小学校高学年、中学生、高校生・勤労青少年向けの5つの区分）に、推奨します。

優良図書審査会及び青少年健全育成審議会で、選定及び審査、審議に使用した図書は、民間団体等において有効活用を図ります。

優良推奨図書の目録を作成し、各学校、図書館、書店等への周知を図ります。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
優れた取組に対する表彰	国、県等の表彰制度により、優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、その取組の奨励・普及・拡大を図る。	学校教育課 生涯学習課
青少年にとって優良な図書の推奨事業	青少年の健全育成を図るため、青少年にとって優良な図書を優良図書審査会で選定の後、青少年健全育成審議会の意見を聞いて、推奨する。図書目録を作成し、各学校、図書館、書店等へ配布する。	青少年男女共同 参画課

用語解説

- \* 国、県等の表彰制度  
国の表彰制度には、「読書活動優秀実践校表彰」「子どもの読書活動優秀実践図書館表彰」「子どもの読書活動優秀実践団体（者）表彰」の3種があります。また、県の表彰制度には、「教育功労者、優良学校及び優良団体表彰」があります。
- \* 優良図書推奨審査会  
青少年の健全育成に資するため、推奨図書を選定及び審査を行います。
- \* 青少年健全育成審議会  
栃木県青少年健全育成条例に基づく興行、図書等の推奨、指定について調査審議する機関です。

#### 4 総合的な啓発活動の推進

##### (1) 「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動による啓発

〔目的〕

子どもの読書離れには、大人の生活スタイルの変化が影響している面も少なからず見られます。子どもの主な生活空間である家庭、地域、学校において、子どもが日常的に本に接することができるような環境を整備するとともに、大人に指示されるのではなく、子どもが主体的に読書する習慣を身に付けていけるように、大人自らが本に親しむことも大切なことです。

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動は、家庭、地域、学校が一丸となって、豊かな心をもつたくましい栃木の子どもを育てるために、平成11年度より展開している大人を対象とした運動です。また、平成15年度からは、青少年の健全育成を図るための\*「とちぎ心のルネッサンス」運動の中核としても進められています。子どもたちの豊かな心や創造力をはぐくむことを期待して、運動の3つの実践指標の1つとして「『本の時間』をつくろう。」を明示し、各家庭や地域で子どもとともに本に親しむことの大切さを訴えています。

〔施策の方向〕

地域フォーラム等を通じた呼びかけ

各市町の健全育成運動等との連携により実施している「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動地域フォーラムは、これまでに県内すべての市町で実施してきましたが、今後も、このような地域における運動の機会をとらえ、啓発に努めていきます。また、総合教育センターの「学びの杜の夏休み」や子ども総合科学館「青少年をとりまく社会環境展」などの場を活用しながら、子どもの読書活動に深く関わる大人への啓発活動に力を注いでいきます。



ポスター、リーフレット等を活用した啓発活動

ポスター、リーフレットを国公立の幼稚園・保育所から高等学校までの各学校等に配布し啓発に努めるとともに、各学校等を通して各家庭や地域における運動の実践を働きかけます。

とちぎ青少年こども財団に協賛する事業所や民間団体へのポスター、リーフレットの配布を通して運動の定着に努めます。

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動	「『本の時間』をつくろう。」を運動推進の実践指標の一つとして、ポスター、リーフレットの配布を通じた大人への啓発活動を行う。	生涯学習課

用語解説

\* 「とちぎ心のルネッサンス」運動

活力と美しさに満ちた21世紀の“とちぎ”創りを目指し、心豊かでたくましい青少年を地域全体で育てるために、すべての県民が心をつなげて取り組む県民運動です。

(2) 栃木県読書推進運動協議会との連携による啓発

〔目的〕

栃木県読書推進運動協議会は、図書館及び読書に関係ある諸団体が連携して、総合的に読書の普及を図り、栃木県の読書運動を推進することを目的として次のような事業を行っています。

- 1 読書推進運動に必要な研究会、講演会などの開催
- 2 読書週間行事の開催
- 3 読書推進運動のための印刷物の配布
- 4 図書館設置普及運動
- 5 その他読書推進運動に関する事業

栃木県読書推進運動協議会と連携して各種事業を進め、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの積極的な読書意欲を高めます。

〔施策の方向〕

栃木県読書推進運動協議会との連携事業の実施

- 1 優良読書グループの全国表彰への推薦
- 2 読書グループ団体の表彰・調査・育成
- 3 子どもの読書週間ポスター等広報資料の配布
- 4 「読書グループ大会」等の共催（合同読書会・講演会・表彰式）

〔関連施策・事業等の一覧〕

施策・事業名	概要	担当部署
栃木県読書推進運動協議会との連携事業	県立図書館と栃木県読書推進運動協議会とが連携して、総合的な啓発活動を行う。	県立図書館

---

---

栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）～とちぎの未来を拓く人づくりのために～

平成21年3月

編集・発行 栃木県教育委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

TEL 028-623-3404

FAX 028-623-3406

E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp

URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/system/honchou/honchou/syougai-gakusyuu01.html>

---

---

